



〈各課直通電話〉

総務課	☎388-1111	建設課	☎388-1117
税務課	☎388-1112	水道課	☎388-1118
企画課	☎388-1113	会計課	☎388-1119
環境経済課	☎388-1114	議会事務局	☎388-1110
住民課	☎388-1115	教育文化課	☎388-3231
福祉健康課	☎388-7171	学校給食センター	☎387-5321
(役場窓口)	☎388-1116		

住基カード、電子証明書(公的個人認証サービス)をご利用ください 住民課

笠松町に住民登録があるかたは、住民基本台帳カード(住基カード)と電子証明書(公的個人認証サービス)の交付を受けることができます。

住基カードは、高いセキュリティ機能をもつICカードで、このカードと電子証明書を利用すれば、自宅のパソコンからインターネットを通じて、電子申告や納税などの行政手続きがいつでも簡単に行うことができます。

また、住基カードには、顔写真付きと顔写真なしの2種類があり、顔写真付きの住基カードを取得すれば、運転免許証やパスポートなどと同様に公的な身分証明書として利用できます。

これからは、顔写真付きの身分証明書の提示が求められる場面が増えてきます。そのような時に、運転免許証などをお持ちでないかたには顔写真付き住基カードが便利です。

住基カードおよび電子証明書は役場住民課の窓口で交付を受けることができます。

■住基カードの取得について

【必要なもの】①印鑑 ②本人確認できるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳(証書)など) ③顔写真(たて4.5センチ×よこ3.5センチで、無帽・正面・無背景のもの。6か月以内に撮影したもの) ※顔写真付きを希望しないかたは、③は不要です。

【交付手数料】1枚 500円 ※住基カードは即日交付ではありませんので、余裕をもってお申し込みください。

■電子証明書の取得について

【必要なもの】①住基カード ②本人確認できるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳(証書)など) ③印鑑

【交付手数料】1件 500円

土地・家屋に変更があるときは届け出を 税務課

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって、税負担が軽減されるものがあります。

土地や家屋の用途変更があった場合は、次のとおり届出してください。

特に家屋を取り壊したときには、「家屋取壊届出書」を提出してください。家屋を取り壊しても届出がないと、取り壊したことを把握するのが困難な場合が多く、誤って課税する原因にもなりますので、必ず届け出てください。

●届出が必要なときとその届出書などの名称 土地や家屋の状況に変更があった場合で、具体的には次のようなときです。

こんなとき	届出をする必要がある人	届出書などの名称
(1) 家屋を新築または増築した場合 (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	家屋の所有者	新築住宅に関する固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書
	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	
(4) 家屋の用途を変更した場合(例 店舗を住宅に変更など)	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(5) 土地の用途(利用状況)を変更した場合(例 住宅の敷地を駐車場に変更など)		
(6) 家屋が災害などの事由により滅失または損壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書(固定資産税減免申請書)
	土地の所有者	被災住宅用地の特例適用申告書

広報誌・ホームページ・公共施設
巡回町民バスの広告を募集

航空宇宙産業に
貢献する

株式会社 光製作所

羽島郡笠松町中野
☎387-4361